

平成24年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第3424号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月25日

判 決

東京都 [Redacted]

原 告
同 訴訟代理人弁護士
同
同 訴訟復代理人弁護士

[Redacted]

荒 井 哲 朗
佐 藤 顕 子
五 反 章 裕

東京都 [Redacted]

被 告

岩 渕 [Redacted]

(以下「被告岩渕」という。)

東京都 [Redacted]

被 告

佐 藤 [Redacted]

(以下「被告佐藤」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士

湖 山 久

千葉県 [Redacted]

被 告

加 藤 [Redacted]

(以下「被告加藤」という。)

同 訴訟代理人弁護士

川 戸 淳 一 郎

東京都 [Redacted]

被 告

廣 内 [Redacted]

(以下「被告廣内」という。)

東京都 [Redacted]

被 告

岩 井 [Redacted]

(以下「被告岩井」という。)

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、1713万2115円及びうち1625万4356円に対する平成23年11月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、リベラインベストイメント株式会社（以下「リベラ」という。）に対し外国為替証拠金取引に係る証拠金として金員を預託した原告が、同社及びリベララボ株式会社（以下「ラボ」という。）による同金員の流用等によりその返還を受けられなくなったとして、両社の役員であった被告らに対し、被告ら全員につき不法行為、被告佐藤、被告廣内及び被告加藤につき選択的に商法（平成17年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。）266条の3第1項、被告岩渕及び被告岩井につき選択的に同法280条1項に基づき、損害賠償金1713万2115円及びこれに対する不法行為の後である平成23年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求する事案である。

- 1 前提事実（争いのない事実並びに括弧内に掲げた証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和17年生まれの女性である。

イ 被告岩渕は、平成15年10月22日から平成18年7月4日までの間、ラボの監査役として登記されていた者である（甲6。なお、被告岩渕がラ

ボの監査役就任登記を承諾したことについては、後記2(1)のとおり争いがある。)

ウ 被告佐藤は、平成14年12月20日から平成15年12月16日までの間、リベラの取締役役に就任し、同年10月22日から平成18年7月4日までの間、ラボの取締役役として登記されていた者である(甲6。なお、被告佐藤が、ラボの取締役就任登記を承諾したことについては、後記2(2)のとおり争いがある。)

エ 被告加藤は、平成15年12月28日から平成16年12月30日までの間、リベラの取締役役に就任し、平成17年6月21日から平成18年7月4日までの間、ラボの代表取締役役に就任していた者である。

オ 被告廣内は、平成15年10月22日から平成17年6月21日までの間、ラボの代表取締役役であった者である(なお、被告廣内は、ラボの代表取締役役に就任したことについて争うことを明らかにしないから、自白したものとみなす。)

カ 被告岩井は、平成15年12月28日から平成17年10月14日までの間、リベラの監査役として登記されていた者である(甲5。なお、被告岩井が、リベラの監査役就任登記を承諾したことについては、後記2(5)のとおり争いがある。)

キ 前田■■■(以下「前田」という。)は、リベラの代表取締役役であった者である(証人前田, 甲5)。

ク 八木■■■(以下「八木」という。)は、リベラの営業部長及びラボの取締役役であった者である(証人八木, 甲6)。

(2) 原告とリベラとの間の入出金の状況

原告は、平成16年10月16日頃、リベラと外国為替証拠金取引基本契約を締結し、同日から平成17年9月頃まで、原告とリベラの間において、次のとおりリベラへの入金及びリベラからの出金があった。なお、同入出金

合計は、原告において1593万9350円の支出超過となる。(甲13の1ないし5, 甲14の1)

平成16年10月16日	1600万円入金
平成17年 1月18日	167万1400円出金
	160万円入金
同年 1月25日	400万円入金
同年 2月10日	80万円出金
同年 3月14日	144万8010円出金
	144万8010円入金
同年 4月 7日	110万円 出金
同年 5月18日	208万9250円出金

(3) リベラ及びラボの不法行為

ア リベラは、外国為替証拠金取引を行うと称して、不特定多数の投資家から、同取引に係る証拠金名下に多額の預託金（リベラの破産後に投資家が届け出た債権額の合計は23億8590万1706円であった。）を預かった。そして、リベラは、顧客から預かった預託金から、リベラの運営費（外務員報酬等）や社長貸付金を除いた金員をラボに流出させ、その多くが前田による商品先物取引に費消された。すなわち、前田は、同預託金の使途を投資家に知らせることなく、ディーリングルームと称するワンルームマンションの一室で、商品先物市場において運用し（リベラ名義による運用のほか、ラボ名義による運用等も存在していた。）、多額の損失を出し、また、人件費等名目で多額の経費を支出したことにより、少なくとも平成16年6月から平成17年9月までの間、リベラが投資家から預かった資産（投資家資産）からリベラの現預金及び商品先物会社に預けた証拠金（会社預かり資産）を差し引いた額は、約6億円ないし21億円の赤字となる状況が継続していた。

(以上につき、証人前田、甲2の1、甲4)

イ リベラは、平成17年10月12日、破産手続開始決定を受け、平成19年9月10日、同手続は異時廃止により終了したが、上記アの預託金債権に対する投資家への配当はされなかった(甲2の2、甲5)。

ウ ラボは、平成15年10月頃、前田がリベラで集めた預託金を運用する目的で設立した株式会社であり、平成18年6月30日、破産手続開始決定を受け、平成19年9月10日、同手続は異時廃止により終了したが、上記アの預託金債権に対する投資家への配当はされなかった(証人前田、甲6)。

2 主要な争点

本件の主要な争点は、リベラにおいて、外国為替証拠金取引に係る証拠金名下に顧客から金員の預託を受け、その預託金をラボに流出させた上、前田による商品先物取引等に費消させた不法行為につき、リベラ又はラボの役員であった被告らが、原告に対し、それぞれの地位に応じて商法266条の3第1項、同280条1項に基づく責任を負うか否かである。

(1) 被告岩淵の責任の有無

(原告の主張)

被告岩淵は、ラボの監査役に就任し、リベラの営業本部長の肩書を有し、給与及び役員報酬として少なくとも2億1821万5153円を受領した者であるが、リベラという詐欺商法組織を構成・運営し、組織の構成員をして顧客から金員を騙取させ、リベラ及びラボにおいて預託金を社外に流出させたものであるから、それだけで原告に対する不法行為責任を免れず、また、監査役としての注意義務を全く果たしていないのであるから、商法280条1項に基づく損害賠償責任も免れない。

(被告岩淵の主張)

否認ないし争う。

被告岩淵がラボの監査役であったことは、本件訴訟で初めて判明したことである。リベラ及びラボの実権は、全て前田が握っており、被告岩淵は、何らの権限も有しておらず、役員報酬を受領したこともなく、外務員報酬5876万7400円は未払となっている。

(2) 被告佐藤の責任の有無

(原告の主張)

被告佐藤は、リベラ及びラボの取締役就任し、リベラの支店長の肩書を有し、給与及び役員報酬として少なくとも1億2459万0956円を受領した者であるが、リベラという詐欺商法組織を構成・運営し、組織の構成員をして顧客から金員を騙取させ、リベラ及びラボにおいて預託金を社外に流出させたのであるから、それだけで原告に対する不法行為責任を免れず、また、取締役としての注意義務を全く果たしていないのであるから、商法266条の3第1項に基づく責任も免れない。

(被告佐藤の主張)

否認ないし争う。

被告佐藤がリベラの取締役であったことは認めるが、これは前田から名義を貸してほしいと言われて従わざるを得なかったからである。また、被告佐藤がラボの取締役であったことは、ラボの破産後に初めて判明したことである。

リベラ及びラボの実権は、全て前田が握っており、被告佐藤は、何らの権限も有しておらず、役員報酬を受領したこともなく、外務員報酬2683万9400円は未払となっている。

(3) 被告加藤の責任の有無

(原告の主張)

被告加藤は、リベラの実権及びラボの代表取締役就任した者であるが、リベラという詐欺商法組織を構成・運営し、組織の構成員をして顧客から金

員を騙取させ、リベラ及びラボにおいて預託金を社外に流出させたのであるから、それ自体原告に対する不法行為責任を免れず、また、取締役又は代表取締役としての注意義務を全く果たしていないのであるから、商法266条の3第1項に基づく責任も免れない。

(被告加藤の主張)

否認ないし争う。

被告加藤がリベラの実務取締役及びラボの代表取締役となったのは、前田から名義を貸すことを要請され、やむなく応じたからである。

被告加藤は、名義だけの役員であり、勤務実態は営業員にすぎず、監視義務の履行は到底不可能であったもので、給与及び外務員報酬を受領したのみであり、役員報酬は受領していない。

(4) 被告廣内の責任の有無

(原告の主張)

被告廣内は、ラボの代表取締役に就任し、リベラの管理部長、総務部長及び日本橋兜町支店相談室室長の肩書を有し、報酬として少なくとも2994万8330円を受領した者であるが、リベラという詐欺商法組織を構成・運営し、組織の構成員をして顧客から金員を騙取させ、リベラ及びラボにおいて預託金を社外に流出させたのであるから、それ自体原告に対する不法行為責任を免れず、また、代表取締役としての注意義務を全く果たしていないのであるから、商法266条の3第1項に基づく責任も免れない。

(被告廣内の主張)

否認ないし争う。

被告廣内は、平成17年4月末にリベラを退職しており、同時点から原告が取引を終了した同年9月末までにリベラから受けた損害について何ら関知しないし、リベラに在籍時の行為も、前田からの命令に従わざるを得なかったものである。

(5) 被告岩井の責任の有無

(原告の主張)

リベラの監査役であった被告岩井は、リベラという詐欺商法組織を構成・運営し、組織の構成員をして顧客から金員を騙取させ、リベラ及びラボにおいて預託金を社外に流出させたのであるから、それ自体原告に対する不法行為責任を免れず、また、リベラの監査役としての注意義務を全く果たしていないのであるから、商法280条1項に基づく損害賠償責任も免れない。

(被告岩井の主張)

否認ないし争う。

リベラは、被告岩井の同意を得ず勝手に監査役にしたものであり、被告岩井が、そのことに気づいて抹消を請求したところ、すぐ抹消するとの返事を得たものである。また、被告岩井は、リベラの存在、営業内容等を一切知らない。

(6) 損害

(原告の主張)

原告は、リベラが破産手続開始決定申立てを行った時点において、同社に対し、1593万9350円の支出超過となっていたところ、同社の破産手続開始決定によりその返還が不可能となったため、同額の損害を被った。また、当該損害額の1割である159万3935円が、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害額である。他方、原告は、八木から別紙計算書の「相被告弁済額」欄記載のとおり弁済を受けている。

よって、原告は、別紙計算書の「残元本」欄記載のとおり損害を被ったことになる。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実、括弧内に記載した証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告岩淵

ア 被告岩淵は、商品取引会社の従業員であった者であるが、被告佐藤の紹介でリベラに入社し、平成15年10月頃、被告廣内と被告佐藤から、八木らと共に当時リベラの営業所があった日本橋の祐昌ビルに呼ばれ、ラボの監査役になるように言われたため、これを了承した上、就任登記に必要な印鑑及び印鑑証明書を提出した。

イ 被告岩淵は、リベラの営業本部長の肩書を有し、給与と外務員報酬として少なくとも1億5000万円を受領しており、営業部長らに対する営業の指示監督の業務に従事し、被告佐藤と共に歩合設定等も行っていった。

また、被告岩淵は、月に数回の朝のミーティングの際には、前田のデイーリングルームに行っており、そこには商品取引の罫線や雑誌、業界紙があったので、前田が商品先物取引をしていることを知っていた。

(以上につき、証人前田、証人八木、被告岩淵本人、甲4、甲9、甲10、乙イ1。なお、被告岩淵は、ラボの監査役であったことは本件訴訟で初めて判明したことでありと主張してラボの監査役就任を否認し、同旨の陳述書(乙イ1)を提出し、本人尋問においてもその旨供述した上、就任登記に必要な書類は引き出しに入れておいた印鑑や印鑑証明が使われたのではないかなどと供述する。しかし、被告岩淵は、上記イのとおり、リベラの営業本部長としてリベラの経営判断に深く関与し、法外ともいえる給与と外務員報酬を得ていたことに照らすと、同人に断りなく、その印鑑や印鑑証明を冒用してラボの監査役の就任登記をしたというのは、極めて不自然なことといわざるを得ない。したがって、上記認定に反する被告岩淵の陳述書(乙イ1)及び尋問における供述は採用することができない。)

(2) 被告佐藤

ア 被告佐藤は、商品先物取引の外務員であった者であるが、以前にリベラの支店長をしていた堀切の紹介でリベラに入社した。前田は、被告佐藤に対し、リベラ及びラボの取締役役に就任することを依頼したところ、被告佐藤はこれを承諾し、就任登記に必要な印鑑及び印鑑証明書を提出した。

イ 被告佐藤は、リベラの日本橋支店長の肩書を有し、給与及び役員報酬として少なくとも9200万円を受領していた上、内勤及び営業の全てを監督する業務に従事しており、歩合等も決めていたが、被告佐藤の決めた歩合等の算定方法について、前田が口を出すことはなかった。また、被告佐藤は、朝礼の後には必ず、前田のディーリングルームに挨拶に行き、営業、経理及び総務の状況を報告に行っており、前田がディーリングルームで商品先物取引をしていることを知っていた。

ウ 被告佐藤は、平成15年10月頃、被告廣内と共に、被告岩淵と八木を祐昌ビルに呼んでラボの役員になるように言ったところ、2人はこれを了承した。

(以上につき、証人前田、証人八木、被告佐藤本人、甲4、甲9ないし11、乙八1。なお、上記認定に反する被告佐藤の陳述書(乙八1)及び本人尋問における供述は、採用することができない。)

(3) 被告加藤

ア 被告加藤は、大学の経済学部を卒業後、証券会社や生命保険会社等の金融の仕事に24年余り従事してきた者であるが、平成15年12月頃、ハローワーク経由の一般公募を通じてリベラに入社し、新規顧客開拓の業務に従事していた。そして、被告加藤は、その頃、被告廣内から「取締役になってくれないか。名義を貸してくれ。迷惑はかけない。取締役業務なんか実際にやらせてもらわなくてもいい。」と依頼され、リベラの実務取締役となることを承諾し、総務担当の従業員に印鑑と印鑑証明書を渡したが、リベ

ラが取締役となる前後で給与が変化することはなく、別の報酬が支払われることもなく、業務内容にも特に変化はなかった。

イ 被告加藤は、平成17年6月頃、前田から「廣内がお金を持ち逃げしていなくなったんで、その代わりにやってくれないか。名義を貸してくれ。」と言われ、ラボの代表取締役となることを承諾し、印鑑と印鑑証明書を渡したが、ラボの代表取締役となる前後で給与が変化することはなく、別の報酬が支払われることもなく、業務内容にも特に変化はなかった。

ウ 被告加藤は、前田のディーリングルームの存在こそ知っていたが、そこに立ち入ったことはなく、前田が顧客からの預託金を商品先物取引で運用していたことを知らなかった。また、被告加藤は、幹部社員の会議に出たことはなく、リベラ及びラボの取締役会に出席したこともなく、取締役会が開催されていることも知らず、開催請求をしたこともなかった。

(以上につき、証人前田、被告加藤本人、甲11,乙リ1)

(4) 被告廣内(答弁書を提出したのみで、本件口頭弁論期日にも本件準備手続期日にも出頭しない。)

被告廣内は、商品先物取引の外務員であった者であるが、前田に依頼されてリベラに入社し、ラボの代表取締役に就任した。そして、被告廣内は、総務部長及び日本橋兜町支店取引相談室長の肩書を有し、総務及び経理の業務に従事していたところ、朝礼の後には必ず、前田のディーリングルームに挨拶に行き、営業、経理及び総務の状況の報告を行っており、リベラが「FXを行う。」と言って営業活動をしていながら、実際には前田の判断において先物取引の運用を行っていたことを知っていた。

また、被告廣内は、平成15年10月頃、被告佐藤と共に、被告岩渕と八木を祐昌ビルに呼び出し、ラボの取締役となるように要請した。

(以上につき、証人前田、証人八木、甲10)

(5) 被告岩井(答弁書を提出したのみで、本件口頭弁論期日にも本件準備手続

期日にも出頭しない。)

被告岩井は、同人の兄が弁護士であったことから、前田に依頼されてリベラの監査役となり、監査役として月額5万円の報酬を受け取っていたが、リベラでは営業活動も含めて一切の業務を行っていなかった(証人前田, 甲9)。

2 争点(1) (被告岩淵の責任) について

被告岩淵は、前記1(1)のとおり、ラボの監査役に就任し、リベラの営業本部長として営業部長らに対する営業の指示監督の業務に従事し、被告佐藤と共に歩合設定等を行っており、前田による商品先物取引を認識していたにもかかわらず、リベラからラボへの預託金の流出及び前田による上記取引への費消等につき、ラボの監査役として会計監査に係る何らの措置をとることなくこれを放置したものであるから、任務懈怠について重大な過失があったといわざるを得ない。そして、このような被告岩淵の任務懈怠行為と後記7の原告の損害との間には、相当因果関係があると認められる。

よって、被告岩淵は、原告に対し、商法280条1項に基づく損害賠償責任を負う。

3 争点(2) (被告佐藤の責任) について

株式会社の取締役は、代表取締役の業務執行の全般についてこれを監視し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようにするべき職責を有するものである。

被告佐藤は、前記1(2)のとおり、リベラ及びラボの取締役に就任し、リベラの日本橋支店長として内勤及び営業の全てを監督する業務に従事しており、前田による商品先物取引を認識していたにもかかわらず、リベラからラボへの預託金の流出及び前田による上記取引への費消等につき、リベラ及びラボの取締役として監視監督等の措置をとることなくこれを放置したものであるから、任務懈怠について重大な過失があったといわざるを得ない。そして、このような

被告佐藤の任務懈怠行為と後記7の原告の損害との間には、相当因果関係があると認められる。

よって、被告佐藤は、原告に対し、商法266条の3第1項に基づく損害賠償責任を負う。

4 争点(3) (被告加藤の責任) について

株式会社の取締役は、前記3で述べたとおりの職責を有するものであり、このことは、自己の意思に基づいてその地位に就いた以上、いわゆる名目的な取締役であったとしても、基本的に異ならないと解するのが相当である。

被告加藤は、前記1(3)のとおり、リベラ取締役及びラボの代表取締役に就任した後も、従前と同様の従業員としての職務を継続し、取締役又は代表取締役としての報酬も受け取っていなかったことが認められるが、上記事情は、取締役としての監視監督義務を免れさせるものではない。

そして、被告加藤は、リベラにおいて新規顧客開拓業務に従事していた上、ディーリングルームの存在も認識していたのであるから、取締役として計算書類を見たり、前田や社内の他の従業員に事情を聞いたりすることで、リベラからラボへの預託金の流出及び前田による商品先物取引を容易に知ることができたといえる。それにもかかわらず、被告加藤は、上記預託金の流出及び前田による上記取引への費消等につき、リベラ取締役及びラボの代表取締役として監視監督等の措置をとることなく、これを放置したものであるから、任務懈怠について少なくとも重大な過失があったというべきであり、そのような被告加藤の任務懈怠行為と後記7の原告の損害との間には、相当因果関係があると認められる。

よって、被告加藤は、原告に対し、商法266条の3第1項に基づく損害賠償責任を負う。

5 争点(4) (被告廣内の責任) について

被告廣内は、ラボの設立時から平成17年6月21日までラボの代表取締役

であり、善良な管理者の注意をもって会社のため忠実にその職務を執行し、広く会社業務の全般にわたって意を用いるべき義務を負っていたものであり、しかも、前記1(4)のとおり、リベラの総務部長等として総務及び経理の業務に従事していた上、前田による商品先物取引を知っていたものである。しかるに、被告廣内は、リベラからラボへの預託金の流出及び前田による上記取引への費消等につき、ラボの代表取締役として何らの措置をとることなくこれを放置したものであるから、ラボの代表取締役としての任務懈怠があり、これについて重大な過失があったといわざるを得ない。また、前田による商品先物取引は、被告廣内のラボの代表取締役在任中継続して行われていたものであるから、上記任務懈怠行為と後記7の原告の損害との間には、相当因果関係があると認められる。

よって、被告廣内は、原告に対し、商法266条の3第1項に基づく損害賠償責任を負う。

6 争点(5) (被告岩井の責任) について

被告岩井は、前記1(5)のとおり、リベラの監査役に就任し報酬を得ていたが、リベラでは営業活動も含めて一切の業務に関与したことがなかったことが認められる。しかしながら、自己の意思に基づいてその地位に就いた以上、いわゆる名目的な監査役であったとしても、その義務を免れるものでないことは、前述の名目的取締役の場合と同様である。

また、被告岩井は、上記のとおりリベラは一切の業務に関与していないとはいえ、監査役としての職務を行うことが不可能であったというような事情はないし、監査役として計算書類を見たり、前田や社内の他の従業員に聞いたりすることで、リベラからラボへの預託金の流出及び前田による商品先物取引を容易に知ることができたといえる。それにもかかわらず、被告岩井は、上記預託金の流出及び前田による上記取引への費消等について、リベラの監査役として会計監査に係る何らの措置をとらなかったものであるから、任務懈怠があり、

これについて少なくとも重大な過失があったというべきであり、そのような被告岩井の任務懈怠行為と後記7の原告の損害との間には、相当因果関係があると認められる。

よって、被告岩井は、原告に対し、商法280条1項に基づく損害賠償責任を負う。

7 争点(6) (損害) について

前提事実(2)によれば、リベラが破産手続開始決定申立てを行った時点において、原告とリベラとの間の入出金状況は、原告において、1593万9350円の支出超過となっており、同金員は、リベラが外国為替証拠金取引に係る証拠金名下に原告から預託を受けたものであるところ、リベラの破産手続開始決定によりその返還が不可能となり、原告は同額の損害を被ったといえることができる。また、当該損害額の1割に当たる159万3935円を、弁護士費用相当損害額と認めるのが相当である。そして、原告は、八木から別紙計算書の「相被告弁済額」欄記載のとおり弁済を受けたことが認められるから、その分を控除する。

したがって、原告が被告らに賠償を求めることができる損害額は、別紙計算書の「残元本」欄記載のとおりと認められる。

8 結論

以上の次第であるから、リベラ及びラボの取締役であった被告佐藤、ラボの代表取締役であった被告廣内、リベラの実行取締役及びラボの代表取締役であった被告加藤は、原告に対し、商法266条の3第1項に基づき、ラボの監査役であった被告岩淵及びリベラの実行取締役であった被告岩井は、原告に対し、商法280条1項及び278条に基づき、連帯して損害を賠償する義務を負う。

よって、原告の請求は、理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

裁判長裁判官 萩 原 秀 紀

裁判官 鎌 野 真 敬

裁判官 手 塚 隆 成

別紙計算書

	年月日	元本	相被告 弁済額	利率	日数	残元本	発生した損害金	未払損害金
1	H17.9.9	17,533,285		0.00		17,533,285		
2	H18.6.27	16,622,351	910,934	0.00		16,622,351	0	0
3	H18.7.26	16,351,316	271,035	0.00		16,351,316	0	0
4	H21.9.16	16,303,412	47,904	0.00		16,303,412	0	0
5	H21.10.20	16,254,356	49,056	0.00		16,254,356	0	0
6	H22.6.17	16,254,356		0.05		16,254,356	0	0
7	H22.6.30		20,000	0.05	13	16,254,356	31,172	11,172
8	H22.7.28		20,000	0.05	28	16,254,356	62,345	53,517
9	H22.8.30		20,000	0.05	33	16,254,356	73,478	106,995
10	H22.9.27		20,000	0.05	28	16,254,356	62,345	149,340
11	H22.10.29		20,000	0.05	32	16,254,356	71,251	200,591
12	H22.11.29		20,000	0.05	31	16,254,356	69,025	249,616
13	H22.12.27		20,000	0.05	28	16,254,356	62,345	291,961
14	H23.1.27		20,000	0.05	31	16,254,356	69,025	340,986
15	H23.3.1		20,000	0.05	33	16,254,356	73,478	394,464
16	H23.5.31		20,000	0.05	91	16,254,356	202,622	577,086
17	H23.8.8		20,000	0.05	69	16,254,356	153,637	710,723
18	H23.10.31		20,000	0.05	84	16,254,356	187,036	877,759

これは正本である。

平成24年2月24日

東京地方裁判所民事第43部

裁判所書記官 水 出 芳 春

